

2026-2028 年度課題別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進（A）」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下、「JICA 横浜」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた省エネルギー分野の開発の中核を担う人材に対し、エネルギー効率の向上および省エネの促進を達成すべく、産業・商業・家庭・運輸部門における省エネルギー推進策・省エネルギー技術に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、本件業務を適切に実施し得る要件を備える特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、これまでに多数の専門家派遣および研修生の受け入れを通じて、各国における省エネルギー政策・法令整備支援、省エネルギー技術の導入・普及促進などに取り組んでおり、当該分野の人材育成に関して十分な実績を有しています。また、JICA 研修においても、省エネルギー分野における豊富な研修実施実績があり、同分野での研修運営に係る知見も蓄積されています。

さらに、特定者は省エネ技術・知識の普及を通じてエネルギー政策の中核的役割を果たしてきた技術者集団であり、経済産業省や同関連機関、さらには多様な民間企業との強固なネットワークを形成しています。このネットワークと専門性を活用することで、研修プログラムの策定や講師・視察先の選定など、本件研修に係る業務を適切かつ確実に計画・実施できる体制を備えています。これらの点から、特定者は、省エネ政策・技術・人材育成の各分野を総合的にカバーするとともに、各国の状況に応じた適切な研修を実施し得る能力やノウハウを有しています。

以上のとおり、特定者は本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。

今般、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2026-2028 年度課題別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進（A）」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託契約業務概要」のとおり
- (3) 技術研修期間（2026 年度）：2026 年 6 月 19 日～2026 年 7 月 17 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2026 年度）：2026 年 5 月 19 日～2026 年 8 月 17 日（予定）

※2027 年度、2028 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

1) 案件受託上の条件として、2026 年度案件を第 1 回目として受託し、2028 年

度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2026年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2028年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2026年3月17日(火) 12:00 締切
	提出場所	JICA 横浜 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2026年3月19日(木)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 横浜 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2026年3月24日(火)
	回答予定日	2026年3月25日(水)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。

(11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2026-2028 年度課題別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進 (A)」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2026 年度に係るものである。2027 年度、2028 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件 (2) その他の要件 1) を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2026 年度課題別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進 (A)」

(2) 技術研修期間 (予定)

2026 年 6 月 19 日～2026 年 7 月 17 日

(3) 研修員 (予定)

1) 定員 4 名

2) 研修対象国 グアテマラ、ドミニカ共和国、パナマ、ホンジュラス

3) 研修対象組織・対象者

【対象組織】

省エネルギー政策・推進・審査を担当する中央・地方政府機関や電力公社等のエネルギー関係の公的機関

【対象人材】

省エネ促進に 2 年以上従事する対象組織の担当者

(4) 研修使用言語

スペイン語

(5) 研修の背景・目的

2020 年以降の温室効果ガス排出削減などのための国際枠組みである「パリ協定」により、低炭素・脱炭素社会の重要性は一段と高まっている。低炭素・脱炭素化は先進国のみならず、急速に成長する開発途上国においても、持続可能な発展を実現するうえで不可欠な課題である。

経済成長を損なうことなく二酸化炭素排出量を削減し、長期的に脱炭素化を実現するためには、再生可能エネルギーの導入拡大とともに、エネルギー効率の一層の向上が不可欠である。

日本はエネルギー資源の海外依存度が高いことから、1970 年代の石油危機以降、省エネルギー政策を強力に推進してきた。官民および国民が一体となった取組みにより、日本のエネルギー効率は現在でも世界的に高い水準にあ

る。こうした経験を背景に、日本はエネルギー効率化およびエネルギー節約の分野で、政策、制度設計、技術において大きな比較優位を有している。

(6) 案件目標

産業、民生、運輸部門におけるエネルギー効率の向上および省エネの促進について、研修員の所属機関が実施するアクションプランが作成される。

(7) 単元目標 (アウトプット)

1) 自国の各セクターにおけるエネルギー事情や政策等を把握し、自国の課題を説明できる。

2) わが国の省エネルギー政策、規制、省エネルギー技術および省エネルギー推進策を理解する。

3) 産業、民生、運輸部門での専門技術を利用した省エネルギー優良事例を通して、エネルギー効率、有効性および利益にかかる具体的な対策を理解する。

(8) 研修内容

1) 研修項目

①カントリーレポート発表

②世界・日本のエネルギー需給構造、データ分析手法

③日本の省エネルギー政策・制度・統計

④部門別の省エネルギー推進策 (産業・業務・家庭・運輸)

⑤省エネルギー技術とエネルギーマネジメント

⑥電力需給マネジメント (DSM・デマンドレスポンス)

⑦アクションプラン作成・発表

2) 研修方法

①講義

②演習・実習

③見学・研修旅行

④レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

①集合ブリーフィング (0.5 日)

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

②評価会及び閉講式 (0.5 日)

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間 (予定)

2026年5月19日～2026年8月17日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2) 委託業務の範囲及び内細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) コース・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってスペイン語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研

修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します
(委任契約)。

- (2) 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
また、本件はランプサム契約のため、経費の精算に際して「研修委託契約における経費精算 報告書作成マニュアル」は適用されません。ただし、一部実費精算とする経費については定額計上の範囲内で同マニュアルに沿って精算する必要があります。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

年 月 日

独立行政法人 国際協力機構
横浜センター 契約担当役
所長 大野 裕枝 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2026-2028 年度課題別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進 (A)」にかかる参加意思確認公募における応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

- 1 全省庁統一資格
登録番号：
- 2 特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

以上